

佐賀平野大規模浸水危機管理対策検討会

【第4回】

佐賀平野大規模浸水危機管理対策検討会(第4回)

式次第

- 1 開会挨拶
- 2 前回議事内容の確認
- 3 佐賀平野大規模浸水危機管理計画について
 - ・パンフレット及び施策メニュー
- 4 各施策の調整状況について
 - ・情報収集・伝達
 - ・広域応援・緊急輸送路ネットワーク
 - ・連携強化
- 5 今後の検討方針について
- 6 検討会規約改正について

3. 佐賀平野大規模浸水危機管理計画について

パンフレット作成について

洪水や高潮に対する備えは十分ですか？

佐賀平野大規模浸水危機管理計画



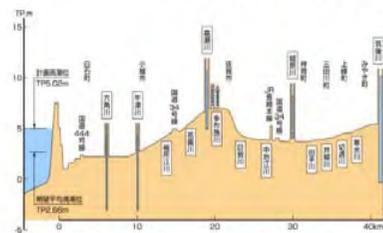
佐賀平野大規模浸水危機管理対策検討会

洪水氾濫や高潮被害を受けやすい佐賀平野

急峻な山地と広大な低平地が広がる

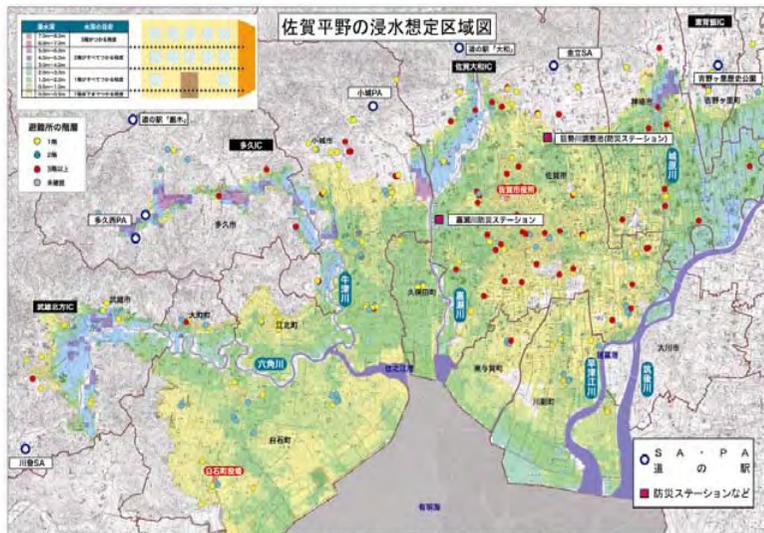


水はけの悪い低平地と有明海の最大約6mにも及ぶ干満差
一度洪水氾濫すると長期間にわたって浸水が続く



佐賀平野を横から見ると、河川が最も高い位置にある
このためひとたび河川が氾濫すると甚大な被害になる

平成2年7月洪水 国道34号線の冠水状況



嘉瀬川・六角川・筑後川・城原川の浸水想定区域作成時の250mメッシュ計算水深を合成したものを示す

想定外の洪水や高潮の可能性

時間雨量100mmを超える集中豪雨が増加

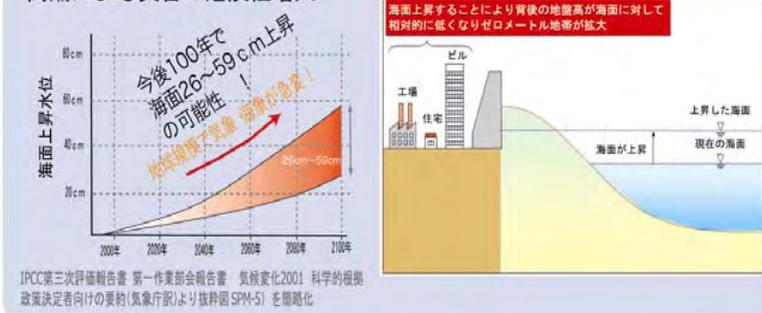


県内でも100mmを超える豪雨が発生

平成18年9月集中豪雨災害(松浦川水系)



高潮による災害の危険性増大



佐賀平野大規模浸水危機管理計画

危機管理計画のポイント

①いち早い被害状況の把握



②すみやかな避難誘導



③迅速な応急復旧対策



大規模浸水時における防災・減災の取り組み

①情報収集・伝達

番号	項目	参加連携機関				施策の概要
		県	市	町	民間	
1	ラジオによる情報伝達	○	○	○	○	長時間にわたる停電等が発生しても利用可能なラジオによる情報伝達の充実、強化（迅速的確な情報提供）
2	防災情報総合掲示板	○	○	○	○	被害発生における気象、水文（雨量・水位）、各種施設の防災体制、洪水予報、道路情報、一時被害状況等について総合的に情報を提供するHPサイトの設立
3	ヘリテレによる画像の生中継	○	○	○	○	九州地方整備局防災ヘリからのTV生中継画像の光ネットによる市町村までまでの関係各種機関への配信
4	CCTV画像による浸水状況把握	○	○	○	○	道路管理用の監視カメラ画像の関係機関への提供、各地点の浸水状況の把握
5	民間からの情報提供	○	○	○	○	各地点の浸水状況、被害状況について商店等の民間団体からの情報提供
6	リエゾン制度	○	○	○	○	市町村等の情報収集及び迅速な支援を行うため、担当者（国、県）を市町村の災害対策本部へ派遣
7	高速道路における道路情報等の提供	○	○	○	○	一般車道に対してSAおよび道の駅の情報端末を利用して一般道路の浸水状況や通行止め等の情報を提供する。また道路情報表示でも一般道路の情報を提供する
8	防災情報板の設置	○	○	○	○	各種機関が収集把握している河川、防災情報をユーザーである住民側の視点で、また、住民のニーズに応えて提供することにより、災害の際に確実な行動につながるような情報提供を実施する

②広域応援・緊急輸送路ネットワーク

番号	項目	参加連携機関				施策の概要
		国	県	市町	民間	
1	地域高規格道路等と河川堤防の接続	○	○			緊急輸送路ネットワークの一環として接続ポイントの整備
2	一般道路の路面高確固	○	○	○	○	大規模浸水時に輸送路として利用可能な一般道路の整備、舗装等の作成
3	河川管理用道路の確保	○			○	災害時の利用を前提とした河川管理用道路の運行確保（橋梁部等）
4	防災ステーション整備	○			○	緊急輸送路ネットワークに接続する防災ステーション、避難場所等の整備
5	SA、PAでの接続ポイント			○	○	SAと一般道の接続（乗り入れゲート）の設置

③連携強化

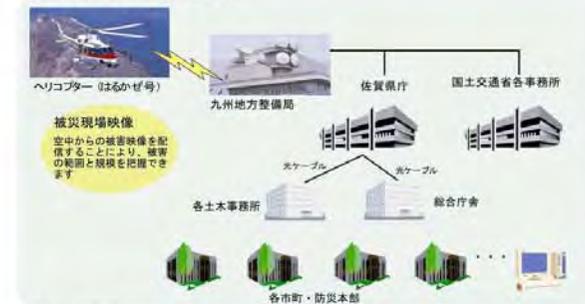
番号	項目	参加連携機関				施策の概要
		国	県	市町	民間	
1	避難所整備ガイドライン		○	○		高齢者等社会的弱者の利用を考慮した避難所整備
2	避難所の位置及び構造の評価	○	○	○	○	避難所の位置、構造を把握し、大規模浸水時における利用の可否について整理
3	防災まちづくり	○	○	○	○	住民によるハザードマップ作成支援
4	実務者連絡会の設置	○	○	○	○	関係各機関の連携強化、情報共有の促進
5	マスコミとの勉強会の実施	○	○	○	○	マスコミを含めた参加機関相互の意見交換

危機管理対策 ①情報収集・伝達

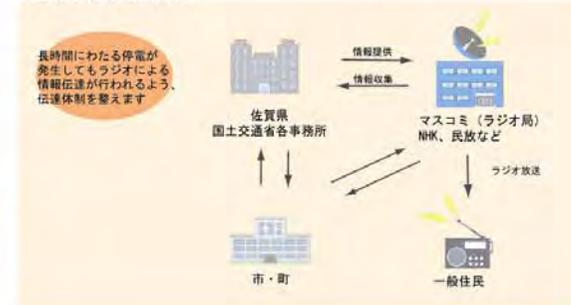
洪水や高潮等の災害発生時には、電力供給設備や電話等の通信設備の障害発生により、電話の不通や停電などの可能性があります。そのため、住民の状況に応じた多様な情報伝達手段の整備を行います。



ヘリテレによる画像の生中継



ラジオによる情報伝達



危機管理対策 ②広域応援・緊急輸送路ネットワーク

②広域応援体制や住民の避難誘導を支える緊急輸送路ネットワーク

道路高の比較的高い地域高規格道路と河川堤防を接続することで、**浸水時の緊急輸送路ネットワークが強化**されます。その結果、**早期の復旧作業、迅速な避難誘導、食料等の物資の支援が可能**となります

大規模浸水発生時の課題

- 住民の避難路の確保
避難住民への生活支援
- 被災した河川・道路等施設の
早急な復旧（被害拡大防止）

現状の道路ネットワークでは迅速な広域支援は困難...

緊急輸送路ネットワーク整備により

- 住民の迅速な避難が可能
広域的な食料等の支援物資の補給が可能
- 広域的な復旧資機材の輸送により
迅速な応急復旧対策が可能

主な施策

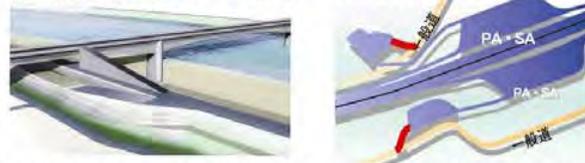
□■ 防災拠点の整備 ■□



防災ステーションの整備（嘉瀬川・巨勢川）
洪水等の際の応急復旧や市民の避難誘導を行うための活動拠点として、水防資材の備蓄、ヘリポート、水防センターなどを整備します。



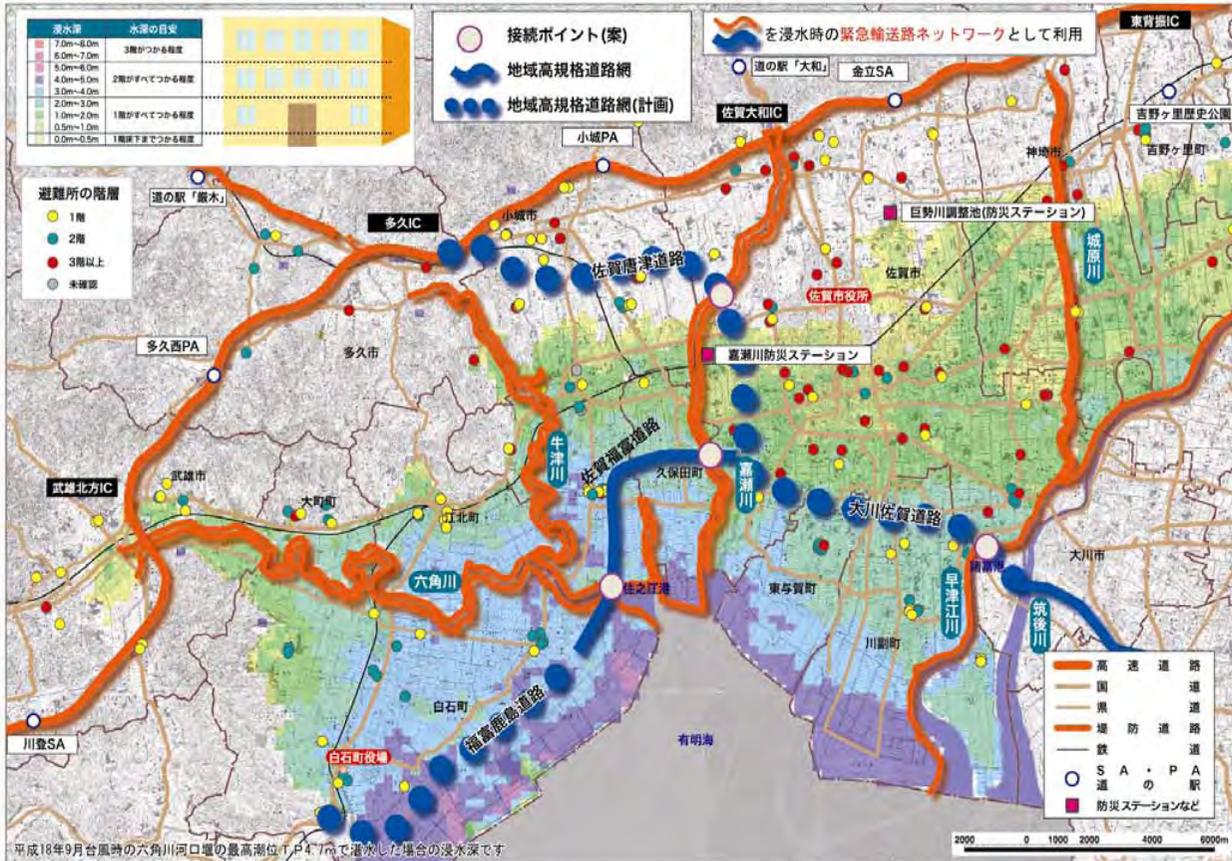
□■ 緊急時のアクセスポイントの整備 ■□



地域高規格道路等と河川堤防の接続イメージ 高速道路と一般道の接続イメージ
平常時は使用しませんが、緊急時に資機材の輸送や復旧作業を迅速に行うために、通行可能とできるように検討しています



国、県、自治体で連携した水防活動の実施
勉強会や実務者連絡会で関係各機関の連携強化



佐賀平野大規模浸水危機管理対策検討会とは？

国・県・市及び民間の協力連携により佐賀平野における洪水や高潮の被害を最小化するための危機管理対策について検討・実行しています。

- ・ 情報収集・伝達の方策
- ・ 広域応援体制の確立
- ・ 関係機関の連携強化



平成18年12月20日 佐賀新聞 (第1回検討会)

参加機関

佐賀県	〒840-8570	佐賀市城内1丁目1-59 http://www.pref.saga.lg.jp/
佐賀市	〒840-8501	佐賀市栄町1番1号 http://www.city.saga.lg.jp/
白石町	〒849-1290	佐賀県杵島郡白石町大字坂田253番地1 http://www.town.shiroishi.lg.jp/
陸上自衛隊	〒839-8504	福岡県久留米市国分町100
西日本高速道路(株)	〒840-0202	佐賀市大和町大字久池井2630 http://www.w-nexco.co.jp/
国土交通省		
筑後川河川事務所	〒830-8567	福岡県久留米市高野1-2-1 http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/
武雄河川事務所	〒843-0023	佐賀県武雄市武雄町大字昭和745 http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/
佐賀国道事務所	〒849-0924	佐賀市新中町5番10号 http://www.qsr.mlit.go.jp/sakoku/
佐賀河川総合開発工事事務所	〒849-0923	佐賀市日の出1丁目751番地 http://www.qsr.mlit.go.jp/saga/

施策メニューについて

佐賀平野大規模浸水危機管理計画(案)一覧表

1. 情報収集・伝達

番号	項目	参加連携機関				施策の概要
		国	県	市町	民間	
1	ラジオによる情報伝達	○	○	○	○	長時間にわたる停電等が発生しても利用可能なラジオによる情報伝達の充実・強化(迅速的確な情報提供)
2	防災情報総合掲示板	○	○	○	○	佐賀県下における気象、水文(雨量・水位)、各機関の防災体制、洪水予報、道路情報、一般被害状況等について総合的に情報を網羅するHPサイトの設立
3	ヘリテレによる画像の生中継	○	○	○		九州地方整備局防災ヘリからのTV生中継画像の光ネットによる市町村まで含めた関係各機関への配信
4	CCTV画像による浸水状況把握	○	○	○		道路管理用の監視カメラ画像の関係機関への提供、各地点の浸水状況の把握
5	民間からの情報提供	○	○		○	各地点の浸水状況、被害状況について商店等の民間団体からの情報提供
6	リエゾン制度	○	○	○		市町村等の情報収集及び迅速な支援を行うため、担当者(国、県)を市町村の災害対策本部へ派遣
7	高速道路における道路情報等の提供	○	○		○	一般車両に対してSAおよび道の駅の情報端末を用いて一般道路の浸水状況や通行止め等の情報を提供する。また道路情報表示板でも一般道路の情報を提供する
8	防災情報板の設置	○	○		○	各機関が収集把握している河川・防災情報をユーザーである住民側の視点で、また、住民のニーズに応じて提供することにより、災害の際に確実な行動につながるような情報提供を実施する

2. 広域応援・緊急輸送路ネットワーク

番号	項目	参加連携機関				施策の概要
		国	県	市町	民間	
1	地域高規格道路等と河川堤防の接続	○	○			緊急輸送路ネットワークの一環として接続ポイントを整備
2	一般道路の路面高確認	○	○	○		大規模浸水時に輸送路として利用可能な一般道路の整理、路線図の作成
3	河川管理用通路の確保	○			○	災害時の利用を前提とした河川管理用通路の通行確保(橋梁部等)
4	防災ステーション整備	○				緊急輸送路ネットワークに連動する防災ステーション、避難場所等の整備
5	SA、PAでの接続ポイント			○	○	SAと一般道の接続(乗り入れゲート)の設置

3. 連携強化

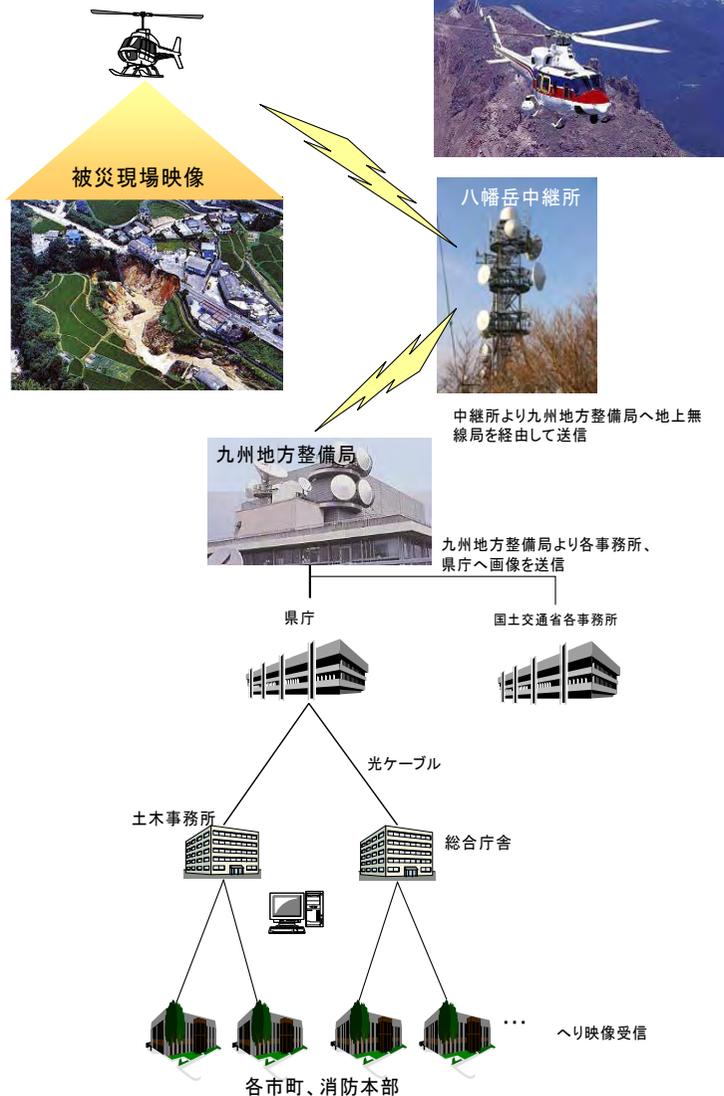
番号	項目	参加連携機関				施策の概要
		国	県	市町	民間	
1	避難所整備ガイドライン		○	○		高齢者等社会的弱者の利用を考慮した避難所整備
2	避難所の位置及び構造の評価	○	○	○		避難所の位置、構造を確認し、大規模浸水時における利用の可否について整理
3	防災まちづくり	○	○	○		住民によるハザードマップ作成支援
4	実務者連絡会の設置	○	○	○	○	関係各機関の連携強化、情報共有の促進
5	マスコミとの勉強会の実施	○	○	○	○	マスコミを含めた参加機関相互の意見交換

4. 各施策の調整状況について

情報収集・伝達

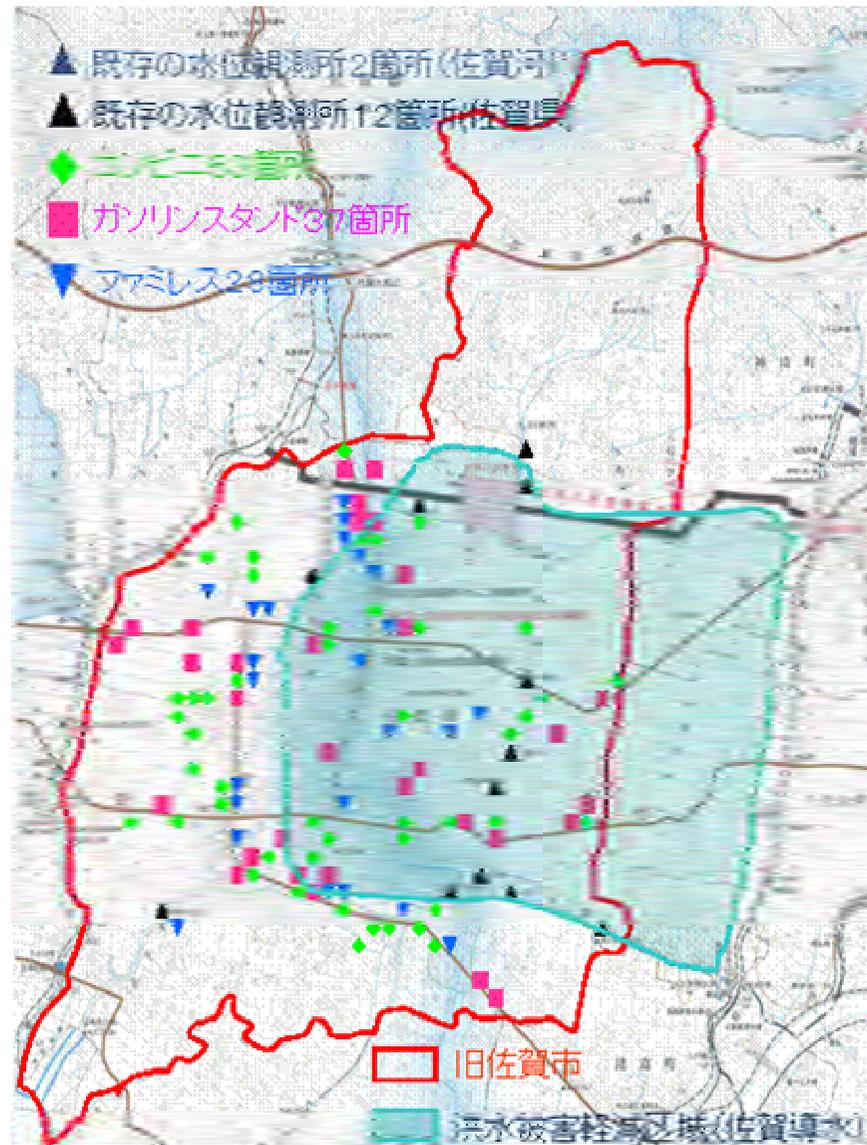
施策No.1-3 ヘリテレによる画像の生中継

ヘリコプターによる生中継画像の配信



ヘリテレによる画像の生中継情報伝達のイメージ図

施策No.1-5 民間からの情報提供



佐賀河川総合開発工事事務所のリアルタイムシステムの概要

施策No.1-8 防災情報板の設置



河川・防災情報板の設置イメージ

台風情報等、広域的な情報を時系列に表示することにより、住民の行動に対して、どこがいつ頃どうなるかといった注意喚起ができる。

◎災害の際に、住民の確実な避難行動に結びつく情報提供を行うために……

平常時又は数時間前の画像とLIVE画像との交互表示により、状況変化と危機間を住民の方に持ってもらう。



河川・防災情報板の表示イメージ例

〇〇橋付近
LIVE画像

広域応援・緊急輸送路ネットワーク

施策No.2-2 一般道路の路面高確認

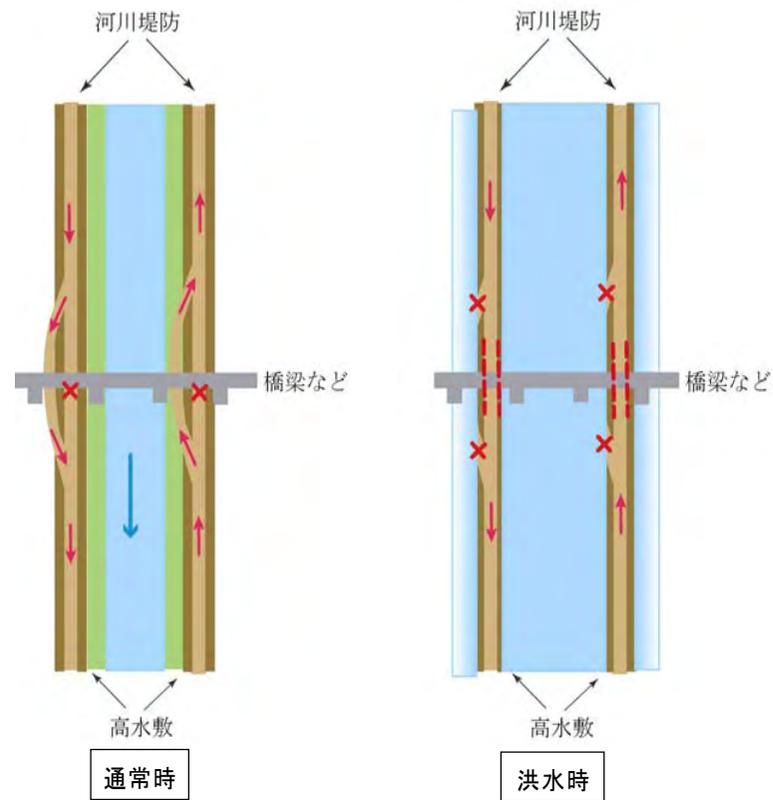


佐賀平野の主要道・
国道の道路高図
(広域概略図)

レーザープロファイラから道路
高の抽出例



施策No.2-3 河川管理用通路の確保

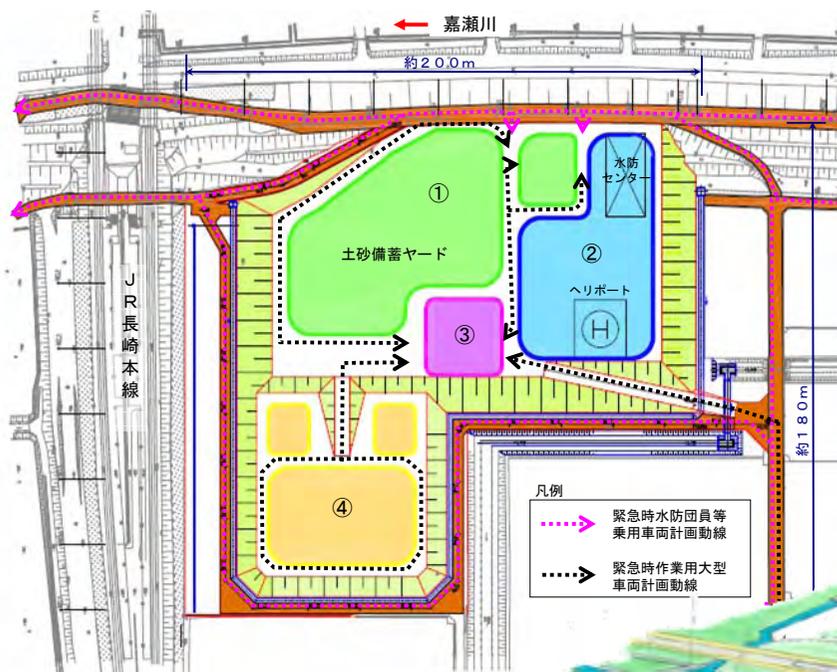


橋梁等の河川横断工作物により河川管理通路の通行が阻害されている箇所は高水敷もしくは堤内地の迂回路によって動線が確保されている

洪水及び大規模浸水時には迂回路が浸水して使用できない可能性がある。そのため、緊急時に橋梁等の河川横断工作物を横断できる動線の確保が必要になる

河川管理用道路と橋梁部の動線確保イメージ

施策No.2-4 防災ステーション整備(嘉瀬川防災ステーション)



嘉瀬川防災ステーションから堤防天端を通行し、緊急時の資材と人員輸送が可能

嘉瀬川防災ステーション
災害時の活動イメージ



連携強化

施策No.3-1 避難所整備ガイドライン

I 指針策定の趣旨

災害時の避難所は、小中学校の体育館や公民館等の公共施設が指定されていますが、これらの施設は本来の利用目的に沿って整備されているため、避難所として利用する場合の機能が十分ではありません。

このため、本指針は、高齢の方や障害のある方をはじめ、だれもが使いやすく、安心して避難できるよう、理想の避難所施設の整備推進を図るために策定するものです。

また、こうした整備を行うことにより、避難所として利用する場合だけでなく、本来の用途としての日常の利用においても使いやすい施設となることが見込まれます。

II 指針の構成

本指針は、「避難所施設整備項目」及び「避難所施設整備マニュアル」から構成します。

避難所施設整備項目については、避難所として整備すべき項目を大項目9、小項目22にわたって定めています。

また、避難所施設整備マニュアルについては、避難所施設整備項目をより具体的に解説するとともに、避難所施設を「小中学校体育館」、「公立体育館」、「公民館」に大別し、さらに2段階の整備レベルを示しています。

III 指針の性格

本指針は、避難所指定が想定される公共施設を、市町等が新築又は建替える場合の施設整備のガイドラインとなるものです。

県は、本指針に基づき、市町等に対し様々な働きかけを行い、モデル避難所の整備促進・普及に努めていきます。

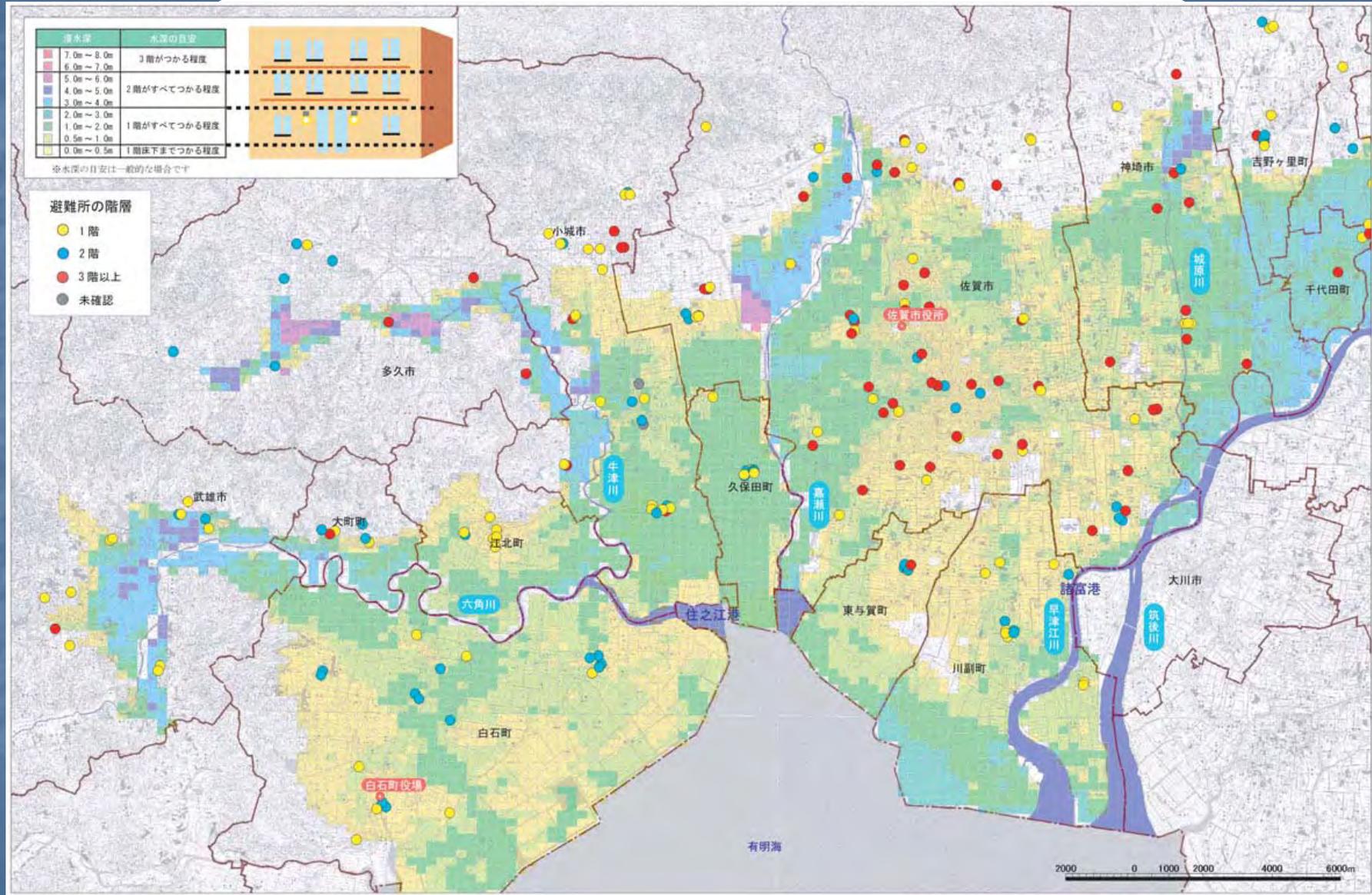
— モデル避難所として必要な整備項目 —

◎ 避難所の基本的事項	2
I. 建築物	2
II. 衣・食・住	3
III. プライバシー	4
IV. こころと体のケア	5
V. 電源	5
VI. 空調設備	6
VII. 通信機器	6
VIII. 避難所標識	6
IX. 各支援機関との連携	7

出典：佐賀県ホームページより
（「モデル避難所整備指針」を策定しました(3月30日)）

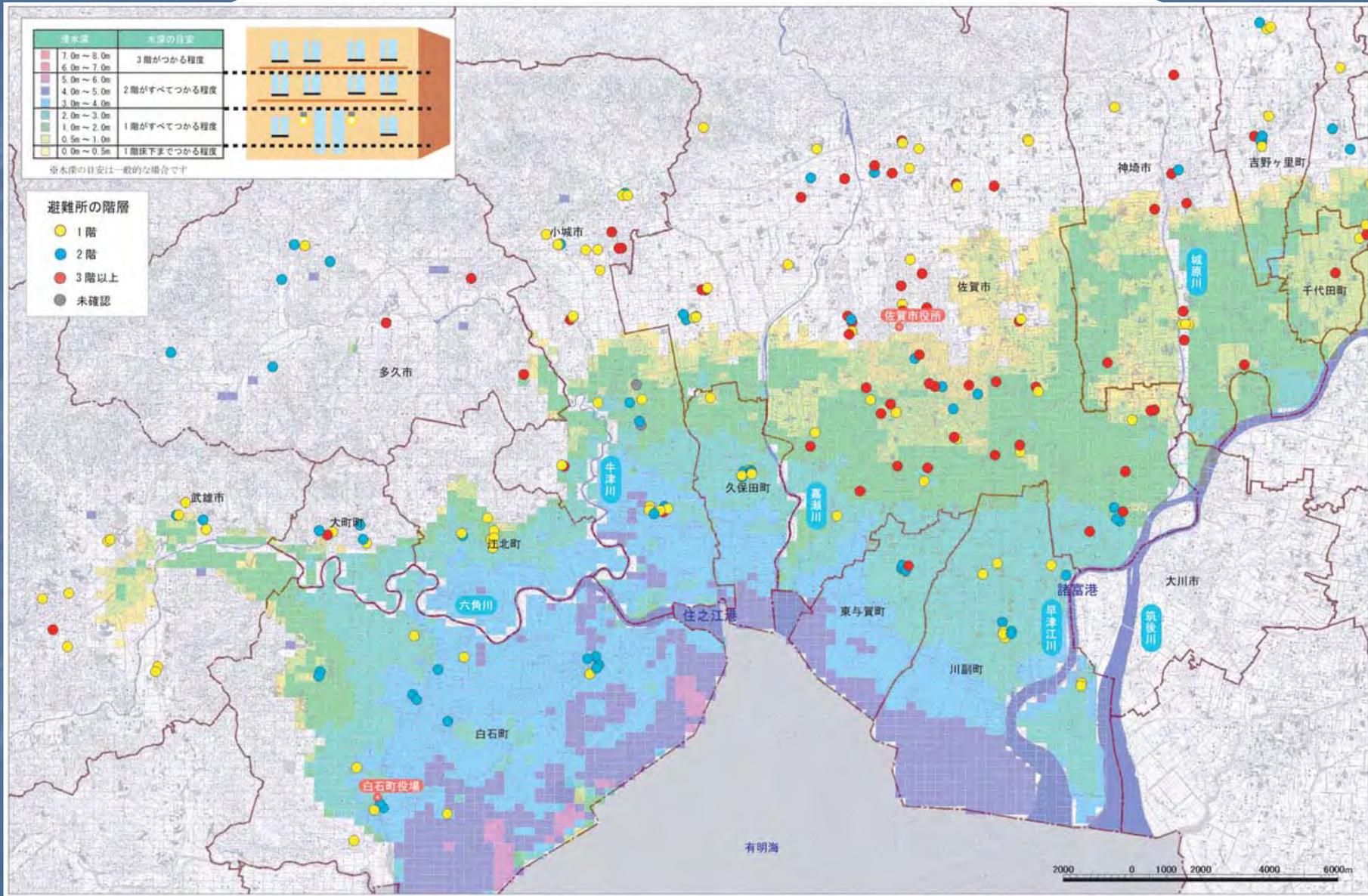
「モデル避難所整備指針」の概要

施策No.3-2 避難所の位置及び構造の評価



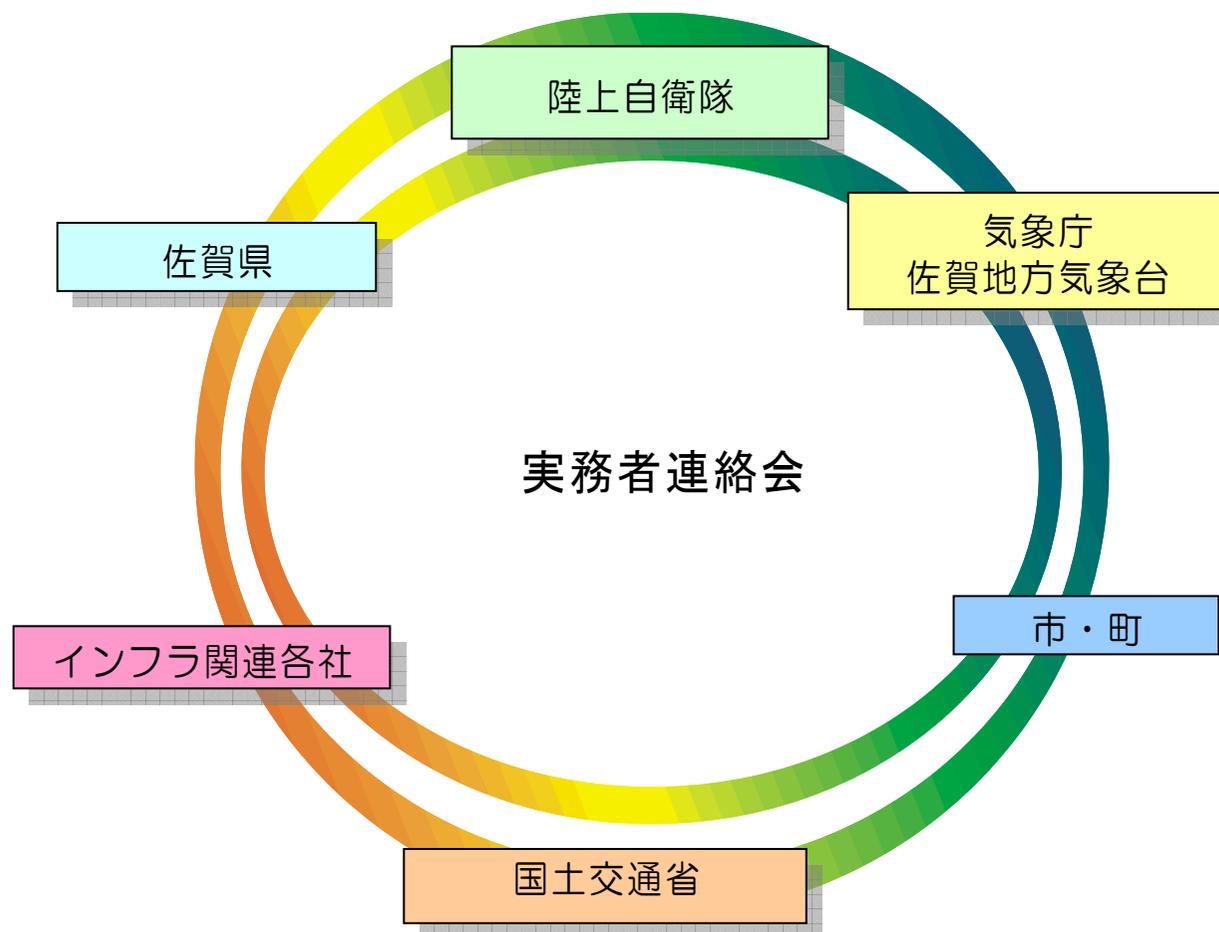
佐賀平野における避難所構造と浸水想定被害との関係

施策No.3-2 避難所の位置及び構造の評価



佐賀平野における避難所構造と高潮被害との関係

施策No.3-4 実務者連絡会の設置



実務者連絡会の組織概要図

施策No.3-5 マスコミとの勉強会の実施

参加機関

○行政機関

佐賀県各課、佐賀市、白石町、陸上自衛隊、
佐賀地方気象台

国土交通省(武雄河川、佐賀国道、佐賀河川、
嘉瀬川ダム、厳木ダム、吉野ヶ里)

○インフラ関連企業

西日本高速道路(株)、九州電力、NTT西日本

○マスコミ

NHK佐賀放送局、ケーブルワン、(株)エフエム
佐賀、朝日新聞、西日本新聞、佐賀新聞、時
事通信社



勉強会の状況
(平成19年5月25日)

4. 検討会規約改正について